○三豊市就学援助費支給要綱

平成18年1月1日
教育委員会告示第4号
改正　平成19年3月30日教委告示第3号
平成22年6月29日教委告示第5号
平成28年1月14日教委告示第1号

(目的)

第1条　この告示は、経済的理由によって就学困難な児童生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学援助費の支給)

第2条　前条の目的を達成するため、次条に定める者に対し、予算の範囲内において就学援助費を支給する。

2　就学援助費の支給の対象となる費目及び額は、別表に定めるとおりとする。

(対象者)

第3条　就学援助費は、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。

(1)　市内に住所を有する児童生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条第1項に規定する保護者をいう。)で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

(2)　要保護者に準ずる程度に困窮している者で、次条に該当するもの(以下「準要保護者」という。)

(準要保護者の認定基準)

第4条　準要保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア　生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止

イ　地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免

ウ　国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく国民年金の掛金の免除

エ　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

オ　児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定に基づく児童扶養手当の支給

カ　生活福祉資金の貸付け

(2)　前号に該当しない者で、属する世帯の前年所得額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等に基づいて算定した年額の1.3倍未満のもの

(3)　その他三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に支給を必要と認める者

(申請)

第5条　就学援助費の受給申請者は、就学援助費受給申請書(別記様式)に児童生徒の居住する地区の民生児童委員又は福祉事務所長の所見を付けて当該児童生徒の就学する学校に提出しなければならない。ただし、前条第1号の規定に該当する者及び要保護者は、民生児童委員又は福祉事務所長の所見を省略することができる。

(報告)

第6条　前条の規定により申請を受けた学校長は、就学援助を必要と認める意見を添えて、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

(認定)

第7条　教育委員会は、前条の報告を受けたときは、第3条及び第4条に定める資格要件を満たす者について、要保護者又は準要保護者の認定をするものとする。

2　教育委員会は、前項の認定に当たり、申請者の世帯の収入、家族等について調査する必要があるときは、申請者の承諾を得て公簿を閲覧する等によりこれを行うものとする。

3　教育委員会は、第1項の認定結果を遅滞なく各学校長に通知しなければならない。

(年度途中の支給時期)

第8条　教育委員会は、前条第1項の規定に係る者の認定をしたときは、要保護者については生活保護を開始した日から、準要保護者については認定した日の属する月の1日から就学援助費を支給するものとし、要保護者から準要保護者に変更したときは、生活保護廃止の日から支給するものとする。

(支給)

第9条　就学援助費の支給については、申請者はその請求、受領等の行為を関係学校長に委任するものとし、教育委員会は当該学校長にこれを支給する。

2　前項の規定により就学援助費を受けた学校長は、現金又は現物をもって給付する。

3　申請者から就学援助費の請求及び受領の委任を受けた学校長が申請者名義の預金口座への振り込みの届出を教育委員会に提出したときは、教育委員会が直接その預金口座に振り込むことができる。

(届出)

第10条　就学援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学援助の認定要件に変更があったときは、直ちにその旨を学校長を通じて教育委員会に届出なければならない。

(認定の取消し)

第11条　教育委員会は、受給者が世帯の経済状況の好転等により認定基準を満たさなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。

(返還)

第12条　教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費を返還させることができる。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、事務処理については、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領(昭和39年2月3日文部省文初財第21号)及び文部科学省通達による。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の日の前日までに、合併前の仁尾町要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱又は財田町立小学校及び中学校就学奨励費支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成19年教委告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成22年教委告示第5号)

この告示は、平成22年6月29日から施行し、改正後の三豊市就学援助費支給要綱の規定は、

平成22年4月1日から適用する。

附　則(平成28年教委告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

費目	支給金額	支給対象者
1　学用品費 2　通学用品費 3　新入学児童生徒学用品費 4　通学費	文部科学省の通知に基づく額	準要保護者
5　校外活動費(宿泊を伴わないもの) 6　校外活動費(宿泊を伴うもの) 7　学校給食費	個人負担分	
8　修学旅行費 9　医療費	個人負担分	要保護者 準要保護者
10　クラブ活動費	文部科学省の通知に基づく額	要保護者

備考

1　区域外就学により三豊市から他市町村の公立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、上記費目のうち学校給食費及び医療費を除く費目を対象とする。

2　区域外就学により他市町村から市立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対しては、上記費目のうち学校給食費及び医療費を対象とする。